

Weekly Report

第677号
令和4年12月12日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

生前贈与の相続財産加算機関が見直しに

現在、令和5年度税制改正に向けた協議が行われていますが、報道等によると相続税・贈与税の見直しでは相続財産に加算される生前贈与の対象期間を相続開始前「7年以内」に延ばす方針のようです。

◆贈与を受けた場合の課税制度

個人から財産の贈与を受けた場合の課税制度には、1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に累進税率を適用する「暦年課税」と、贈与税・相続税を通じた一体的な課税を行う「相続時精算課税」があります。

なお、相続時精算課税は原則60歳以上の父母・祖父母などから18歳(令和4年3月以前の贈与は20歳)以上の子・孫などに対する財産の贈与について、暦年課税に代えて選択できる制度となり、選択した贈与者が亡くなるまで継続して適用されます(暦年課税に変更することはできません)。

◆相続前の贈与が相続財産に加算される期間は

贈与を受けた方ごとに年間110万円の基礎控除がある「暦年課税」での生前贈与については、相続開始前の駆け込み贈与による相続税の回避を防止するため、相続開始前「3年以内」に被相続人から取得した贈与財産を相続財産に加算して相続税を課税することとされています(加算された贈与財産に係る納付済みの贈与税額は相続税から控除)。

この生前贈与財産を相続財産に加算する対象期間を相続開始前「7年以内」とする見直しが令和5年度税制改正大綱に盛り込まれる見通しです。

なお、現行では相続又は遺贈により財産を取得しなかった方(孫など)が被相続人から取得した贈与財産は、相続財産への加算は適用されません。

令和5年4月から免税購入対象者を限定

外国人旅行者等の非居住者に対して通常生活の用に供される物品を一定の方法で販売する場合に消費税を免除して販売できる免税店(輸出品販売場)制度について、令和5年4月から免税購入できる対象者の範囲が見直されます。

外国籍を有する非居住者については、「短期滞在」、「外交」又は「公用」の在留資格を有する者等に限定されます。

また、日本国籍を有する非居住者については、国外に引き続き2年以上住所又は居所があることを在留証明又は戸籍の附票の写し(最後に入国した日から起算して6ヵ月前の日以後に作成されたもの)により確認された者に限られます。

マイナポイントカード申請期限と申込期限

マイナンバーカードを取得した方にキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを1人当たり最大2万円分(①カードの新規取得者等に最大5千円分、②健康保険証としての利用申込みで7500円分、③公金受取口座の登録で7500円分)を付与する「マイナポイント第2弾」は、今月末までにカードの申請を行った方が対象です。

なお、対象者がマイナポイントを取得するための申込期限は、令和5年2月末までとなっていますので注意しましょう。